

「ヤングケアラー」は皆さんの身近にいるかもしれません

「ヤングケアラー」とは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面をサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

- 子どもたちは、大切な家族の生活のために、
- ✓ 家事支援（料理・買い物・掃除洗濯など）
 - ✓ 幼い兄弟姉妹の世話
 - ✓ 家族の介護
 - ✓ 生活のための就労や通訳 などを

『責任感』や『使命感』を負って支えています。

（ヤングケアラーのイメージ（例））



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

一般社団法人えひめ権利擁護センター新居浜は、
ヤングケアラーをはじめ困っている子どもたちとその家族を支援
するため、新居浜市及び関係機関と連携して取り組んでいます。

新居浜市には、8人のスクールソーシャルワーカー（SSW）がいます。

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、子どもが置かれた環境（家庭、友人関係等）への働き掛けを行い、必要に応じ、医療や福祉などの関係機関と連携しながら、子どもが置かれた状況の改善に取り組めます。

【相談したいとき・悩んだときの連絡先】

☎ 0897-65-1571 新居浜市子育て支援課：ヤングケアラー相談

☎ 0897-27-7904 新居浜市スクールソーシャルワーカー：ヤングケアラー支援員

スクールソーシャルワーカー (SSW) は、
 問題を抱える児童生徒が置かれた環境（家庭、友人関係等）へ
 働きかけたり、関係機関等と連携・調整を行います。
 学校の先生や教育委員会とは違う『福祉』の立場で、
 学校や関係機関と連携して、状況を改善するための支援を行う
 『福祉の専門家』です。

<対応する事例の一例>

児童生徒：中学3年生
 家族構成：父親・母親・弟
 相談内容：不登校傾向あり、きょうだいの世話をしているようだ
 活動経緯：学校が母親へSSWを紹介。SSWが家庭訪問を継続し、家庭内の様子を確認。幼い弟が自宅におり、母親が仕事に行っている間、本人が世話をしている状況であることを確認。SSWが保健センターや子育て支援課と連携をし、弟の保育園への入園手続きを進めた。
 結果：弟は保育園に通園ができるようになった。
 きょうだいの世話をしていた本人も登校できるようになり、高校進学へと繋がった。

児童生徒：小学5年生
 家族構成：母親・妹・弟
 相談内容：ときどき母親の受診の付き添いのために、学校を休んでいるようだ
 活動経緯：母親の受診介助のために学校を休む時があり「ヤングケアラーではないか？」と学校よりSSWに相談あり。SSWが家庭訪問をし、母親の既往歴や生活状況を聞き取り。SSWを介して受診介助の支援制度や生活全般の支援に向け、医療ソーシャルワーカー等と連携。介護タクシーやホームヘルパー派遣へと繋がった。
 結果：母親に対し、受診時の支援や通院のための福祉サービスなど、医療や福祉の制度利用に繋がった。
 受診介助を医療福祉制度に繋げることができたため、本人は学校に登校できるようになった。

ほか、外国籍で日本語の理解が難しい方への支援など

学校や教育委員会には、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが配置されています。それぞれの役割は以下の通りです。

名称	スクールソーシャルワーカー (SSW)	スクールカウンセラー (SC)
人材	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識を有する者
主な資格等	社会福祉士、精神保健福祉士 等	臨床心理士、精神科医 等
手法	ソーシャルワーク(子どもが置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け)	カウンセリング(子どもの心のケア)
配置	教育委員会、学校 等	学校、教育委員会 等
主な職務内容	①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整 ③学校等における連携体制の構築及び支援 ④児童生徒、保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供 ⑤教職員等への研修活動	①個々の児童生徒へのカウンセリング ②児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア ④教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、子供の心理的問題への予防的対応(ストレスチェック等)